平成２５年（フ）第６７０号
広島市南区翠５丁目12番10―301号
破産者　手嶋　浩平
1　決定年月日　平成26年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４６号
北海道苫小牧市拓勇西町７丁目３番地の１パインヒルズ201、開始決定時の住所北海道室蘭市八丁平４丁目32番16号
破産者　安念　浩典
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第２１８６号
神奈川県藤沢市天神町３丁目12番地の11　エスポワール天神303号
破産者　藤森　宏正
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４７４号
神奈川県平塚市纏591番地の１、前住所神奈川県平塚市大神1631番地の６
破産者　入井　秋雄
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４８８号
新潟市中央区紫竹山２丁目１番10号　レジデンスカープ新潟908号、前住所東京都墨田区文花２丁目16番９―310号
破産者　鈴木　祐太
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６２号
新潟県村上市飯野西２番７号
破産者　小林　　実
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第１０１号
新潟県新発田市中曽根町１丁目８番34号６
破産者　齋藤　雅行
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第８３号
滋賀県守山市下之郷２丁目２番12号
破産者　クリアルファゼルＢＮこと　別所　修
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３２号
大津市大萱３丁目19番19号　コーポ織部105号、前住所大津市瀬田２丁目３番25号
破産者　佐倉　　弘
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３６号
京都府宇治市五ヶ庄西浦37―18、住民票上の住所京都府宇治市五ヶ庄大林25番地の94パープルハイツ302号
破産者　白丸友紹こと　川村　友紹
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３８９号
京都市右京区西京極三反田町19番地の13
破産者　生島ふみ子
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０３４号
京都市西京区上桂東居町１番地３　上桂グリーンハイツ０
破産者　西山　靖生
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２２２号
京都市右京区梅津上田町６番地の70
破産者　足立　賢治
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２２５号
岡山県浅口市金光町須恵869番地
破産者　定金　由光
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第７４１号
広島県大竹市黒川１丁目７番７の104号　スプレンドール
破産者　定食やだいこくこと　大黒　教子
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４３号
高知県高岡郡中土佐町久礼7765番地
破産者　濵田　弘純
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

平成２５年（フ）第４１９号
熊本県玉名郡和水町原口891番地
破産者　野中　善昭
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４４７号
熊本市西区花園６丁目44番95号、前住所熊本市中央区新屋敷１丁目16番１―609号　サーパスシティ新屋敷一番館
破産者　野原　弘之
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２９号
熊本県荒尾市牛水240番地
破産者　中道　重光
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部